

消費税率引上げが消費者 物価指数に及ぼす影響試算等 について

平成28年11月17日

内閣府

政策統括官(経済財政分析担当)付参事官

1. 消費税率引上げ(5%⇒8%)の影響試算

消費税率引上げの影響

$$= (108 - 105) / 105 \times \text{課税品目ウエイト}$$

影響試算 (前年同月比)	2014年4月	2014年5月 ~2015年3月	2015年4月
生鮮食品を除く 総合	1.7%	2.0%	0.3%

「課税品目ウエイト」を算出する際には、以下の点に留意をしている。

- ① 非課税品目
- ② 不課税品目
- ③ 経過措置品目
- ④ 季節品目
- ⑤ 免税事業者の取扱い

1. 消費税率引上げ(5%⇒8%)の影響試算

①非課税品目

消費税が課税されない非課税品目として、

- 医療・介護サービス(診療代、介護料)
 - 学校教育(中学校授業料(私立)、高等学校授業料(公立)等)
 - 住宅の貸付(公営家賃、持家の帰属家賃等)
- 等については、課税品目ウエイトから除去している。

②不課税品目

外国パック旅行の価格の大部分は国外役務^(注)の提供となり、不課税取引に該当すると考えられることから、「外国パック旅行」は課税品目ウエイトから除去している。

(注)国内から国外、国外から国外及び国外から国内への移動、国外におけるホテルの宿泊など

1. 消費税率引上げ(5%⇒8%)の影響試算

③経過措置品目

公共料金等については、その導入に係り、経過措置がとられている。電気代、都市ガス代、プロパンガス等については、2014年4月は消費税率5%とし、2014年5月以降消費税率8%と仮定。

固定電話通信料、携帯電話通信料、航空運賃については、2014年4月にも、その価格の一部が消費税率8%の価格を反映したものと仮定し、それぞれ3分の2、4分の1、2分の1。

公営地下鉄等については、2014年4月における税率改定分の転嫁が半年程度遅れる場合があったと承知をしているが、税率改定分の転嫁が行われるまでは、値下げが行われたものとして取り扱っている。

④季節品目

季節性のある品目のうち、男子コートや婦人コートなど、2014年4月の消費税率引上げ時において、小売物価統計調査が実施されていない品目については、2014年4月以降の最初の調査月から消費税率8%が適用されたものとして取り扱っている。

⑤免税事業者の取扱い

免税事業者については、特段考慮していない。

2. 新規作成される消費税抜きCPI系列への要望事項

	要望事項
1	<u>指数・前月比・前年同月比の3系列を作成・公表していただきたい</u>
2	<u>連鎖基準方式による系列も作成・公表していただきたい</u>
3	<u>季節調整値を作成・公表していただきたい</u>
4	<u>遡及計算については、1997年の消費税率引上げまではさかのぼって実施していただきたい</u>
5	<u>再現可能となるような詳細な作成方法を2018年の早い段階までに公表いただきたい</u>